

誓約書兼同意書

（誓約事項）

- 1 申請日において、長与町の住民基本台帳に登録されています。
- 2 エアコンを設置する住居は持ち家、又は賃貸住宅の場合はエアコン設置に係る所有者の許可を受けています。
- 3 申請世帯の個人的な事情により設置を中止する場合、協力事業者が既に発生した費用（見積作成費、発注手数料、キャンセル料等）を支払います。
- 4 支給決定後、長与町生活困窮世帯等エアコン支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定による変更申請を行ってもなお、実際に要した費用が要綱第5条に定める支給対象経費の上限額を超えるときは、当該超える額を申請世帯が負担します。
- 5 支給されたエアコンを、支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 6 申請世帯は、次のいずれにも該当しません。
 - （1）既にエアコンが設置されている住宅に居住している世帯（当該エアコンが故障しており、修理が不可能と判断される場合を除く。）
 - （2）申請日時点で町税等を滞納している世帯員を含む世帯（分納誓約その他納付相談を行っている場合を除く。）
 - （3）貸主にエアコンの修繕義務がある賃貸物件等に居住している世帯
 - （4）既設のエアコンについてメーカー保証による無償修繕が可能な世帯
 - （5）その他町長が支給対象として適当でないと認める世帯
- 7 申請世帯及び同居している者は、次のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員が役員となっている団体
 - （4）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （5）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （6）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - （7）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - （8）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（裏面に続く）

(同意事項)

- 1 長与町が、住民基本台帳や課税・納税状況その他この事業に必要な個人情報を調査すること。
- 2 偽りその他不正な手段によりエアコンの支給申請を行った場合は、支給決定を取り消されること及び支給に要した費用を返還すること。
- 3 エアコンの機能、不具合、設置工事、瑕疵担保、修理、保証、撤去、処分その他これらに関連して申請者と協力事業者又は第三者との間に生じた紛争、損害、苦情その他一切のトラブルについては、当事者間において解決するものとし、町はその責任を負わないこと。ただし、町が協力事業者の指定に当たり重大な過失があった場合は、この限りでない。

長与町長 様

私は、上記全ての誓約事項について合致していることを誓約します。また、長与町が行う長与町生活困窮世帯等エアコン支給事業における支給要件の審査に際し、上記全ての同意事項について同意します。

令和8年 月 日

No.	同意者氏名	生年月日
1		大・昭・平・令 年 月 日
2		大・昭・平・令 年 月 日
3		大・昭・平・令 年 月 日
4		大・昭・平・令 年 月 日
5		大・昭・平・令 年 月 日
6		大・昭・平・令 年 月 日
7		大・昭・平・令 年 月 日
8		大・昭・平・令 年 月 日

※同一住居に居住する全員（意思能力を有しない乳幼児等を除く。）の同意を取得してください。